

平成30・31年度大阪狭山市業務委託・物品購入等入札等参加資格審査申請書提出要領

◆業務委託・物品購入等◆

平成30・31年度に大阪狭山市（上下水道部を含む。）が発注する業務委託・物品購入等の競争入札に参加するための資格審査を受け付けます。大阪狭山市と上下水道部に別々に申請する必要はありません。本申請書により、大阪狭山市と上下水道部の両方に適用されます。

資格審査申請用紙は、市ホームページ<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/> からダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、下記までお問い合わせください。

なお、申請方法は郵送（簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）又は宅配便のみとなっております。

大阪狭山市、大阪狭山市上下水道部

1 登録有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの**2年間**

2 申請資格（次の(1)～(6)の条件をすべて満たす者）

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人及び入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 大阪狭山市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年大阪狭山市要綱第32号）に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表第1各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 平成29年12月15日現在において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

※申請において虚偽の記載等があった場合は、資格を承認しないこと又は資格を取り消すことがあります。

3 申請方法

- (1) 提出方法 郵送（簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）又は宅配便 **《持参不可》**
- (2) 受付期間 平成29年12月1日（金）から12月15日（金）まで
（受付期間内の消印（宅配便の場合は配達依頼日）のあるものに限り有効）
- (3) 送付先 〒589-8501
大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
大阪狭山市役所 総務部法務・契約グループ（別添の貼付用紙を使用してください。）
- (4) 記載基準日 平成29年12月1日
- (5) 申請業種 申請希望業種は、**5業種以内**とします。
審査終了後は、希望業種を変更することはできません。
- (6) 申請書類 別表のとおり
- (7) 提出部数 各1部（業者カードのみ各2部）

4 注意事項

- (1) 申請書に添付する各証明書は、**平成29年9月1日以降**に発行されたものに限りません。
- (2) 書類又は記載事項に不備があるものは、受付できません。
- (3) 審査終了後は、希望業種を変更することはできません。
- (4) 受付期間経過後及び年度途中の新たな追加受付は行いません。
- (5) 申請書提出後、申請内容等に変更が生じた場合は、その都度遅滞なく変更届を提出してください。
- (6) 入札参加資格の審査結果は、平成30・31年度の業者一覧表に登載し、一般に公開します。
- (7) 業務委託・物品購入等以外の業種を同時に申請される場合は、申請書類ごとに別便で送付してください。
- (8) 大阪狭山市分と上下水道部分を統合していますので、個々に申請書を提出する必要はありません。

申請に必要な書類		部数	複写
1	一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書 様式1	1	不可
2	許可等証明書 ※当該業務を行うために、法令上許可等を要する場合は、その許可を受けていることの証明書を提出すること。 ※大阪狭山市に納税義務のある法人又は個人は、事務所の位置図（地図）と事務所建物の写真（外観・内部、各種備品類が確認できるように撮影）を添付すること。	1	可
3	業務実績経歴書 直近2ヶ年分 様式2 ※業務委託関係で登録する場合 ※他様式可（本市様式の項目を満たしていること）	1	不可
4	物品納入実績経歴書 直近2ヶ年分 様式3 ※物品購入関係で登録する場合 ※他様式可（本市様式の項目を満たしていること）	1	不可
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）＜法人の場合のみ＞	1	可
6	代表者の身分証明書＜個人の場合のみ＞ ※本籍地の市区町村長の発行する身分証明書	1	可
7	印鑑証明書	1	可
8	委任状＜受任者を設定する場合のみ＞ 様式4	1	不可
9	納税証明書【※次ページの注意事項参照】		
	(1) 法人（NPO法人を含む。以下同じ。）の場合		
	ア 大阪狭山市に事務所がある法人		
	(ア) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」＜その3の3＞ 所轄税務署発行 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可
	(イ) 「法人事業税」及び「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可
	(ウ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 法人 大阪狭山市発行 様式5 (法人市民税、市・府民税(特別徴収)、固定資産・都市計画税、軽自動車税) ※ <u>税務グループ</u> にて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの	1	不可
	(エ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 代表者個人 大阪狭山市発行 様式5 (市・府民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税) ※当該法人の代表者が大阪狭山市に住所を有する場合に、代表者個人について <u>税務グループ</u> にて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの	1	不可
	イ 上記ア以外の法人		
	(ア) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」＜その3の3＞ 所轄税務署発行 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可
	(イ) 「法人事業税」及び「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可
(2) 個人（NPO・任意団体を含む。）の場合			
(ア) 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」＜その3の2＞ 所轄税務署発行 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可	
(イ) 「市町村民税・都道府県民税」 住所地の市区町村発行 ※代表者が大阪狭山市外に住所を有する場合に提出 ※未納の税額がない証明又は平成27年・28年度分の証明書	1	可	
(ウ) 「大阪狭山市税」に未納の税額がない証明 代表者個人 大阪狭山市発行 様式5 (市・府民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税) ※代表者が大阪狭山市に住所を有する場合に、代表者個人について <u>税務グループ</u> にて未納の税額のないこと(課税がない場合を含む)を証明されたもの	1	不可	
10	業務委託・物品購入等業者カード（その1・その2・その3） 指定様式 ※1部は使用印鑑を押印した原本、1部は複写したものを提出してください。	各2	1部可
11	受付チェックリスト ※事前に★印欄のみ記入してください。 指定様式	1	可
12	返信用封筒（82円切手貼付。返信先を記入のこと。）	1	—

【注意事項】

- ・別表1から9までの申請に必要な書類は、**番号順で薄黄色（黄色系）ファイル（紙製縦A4版）に綴じて**提出すること。なお、10から12まで書類については、ファイルに綴じないで提出すること。
- ・ファイルの**表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入**すること。
- ・証明書類は、平成29年9月1日以降発行のものとする。
- ・複写は鮮明なものであること。
- ・申請書受付後に受領書を送付しますので、有効期間満了まで保管すること。

【提出書類9・納税証明書について】

- ・法人税及び消費税（その3の3）は、「本店」分が必要です。
- ・法人事業税及び法人都道府県民税は、支店登録希望の場合は「支店」分が必要です（この場合、本店分は不要）。

[例]東京都内に本店があるが、大阪府内の支店で登録希望の場合

→法人税及び消費税は東京都分、法人事業税及び法人都道府県民税は大阪府分（＝法人府民税）が必要。

- ・法人事業税及び法人府民税の未納証明については、直近の府税の納税証明書1枚（『府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありません。』と記載のあるもの）で結構です。

【問い合わせ先】

大阪狭山市役所：072（366）0011

総務部法務・契約グループ（内線252・253）

〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市役所 総務部法務・契約グループ 宛

業務委託・物品購入等

入札参加資格審査申請書在中

商号又は名称：

所在地：